

科学技術・学術審議会人材委員会運営規則

令和 7 年 4 月 17 日
科学技術・学術審議会人材委員会決定

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会人材委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（作業部会）

第 2 条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、委員会の主査が指名する。
- 3 作業部会に作業部会の主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから委員会の主査が指名する者が、これに当たる。
- 4 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 5 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 6 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 作業部会の主査は、作業部会における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

（議事）

第 3 条 委員会は、当該委員会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 作業部会は、当該作業部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（書面による議決）

第 4 条 主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合、主査が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査又は作業部会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第6条 委員会の主査又は作業部会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、当該委員会等に属する委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

- 2 委員会等の会議が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会の主査又は作業部会の主査が当該委員会等に属する委員等に諮った上で、当該事項の議事録を非公表とすることができる。

(Web 会議システムを利用した会議への出席)

第7条 委員は、主査が必要と認めるときは、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

- 2 Web 会議システムを利用した委員の出席は、科学技術・学術審議会令第八条第1項及び第2項の規定による出席に含めるものとする。
- 3 Web 会議システムを利用して出席した委員は、当該 Web 会議システムにおいて音声を送受信できなくなった間は、当該会議を退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムを利用して当該会議に出席する委員は、第5条の規定により会議が非公開で行われる場合は、主査が認めた場合を除き、本人以外の者に当該 Web 会議の画像及び音声を視聴させてはならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会等の主査が当該委員会等に諮って定める。